

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

佐野安広税務課長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、蒲生雅之税務課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭議会運営委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、3月1日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を、各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第1号に反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。また、議案第2号に反対1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案1件、予算案1件、人事案件2件、諮問2件、議会案1件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申出書を発議いただき、表決を行います。

全日程終了後、市長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について外26件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27、議案第11号 平成29年度長井市水道事業会計予算までの27件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間瀧広総務常任委員長** おはようございます。総務常任委員会審査報告をいたします。

平成29年第1回市議会定例会において、総務

常任委員会に付託になりました議案5件について審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、分掌事務の一部見直しを図るとともに、置賜広域病院組合の名称を変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、組織機構の見直しは常に行っているようであるが、現在の参事制は、円滑に機能しているかとの質疑がなされ、総務参事からは、組織機構の大規模な見直しを平成27年度に行い、参事制を導入した。29年度は組織そのものの見直しは行わないが、各課の業務バランスを考慮し、事務分掌の見直しで対応し、30年度以降は、職員の年齢構成等を勘案し、組織の統廃合を含めて、引き続き検討していくことになると考えている。参事制は、庁内調整等のプラス面もあり、まだ導入して2年目なので、29年度は少なくとも継続しながら検討していく必要があると認識しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市営バスの利便性向上を目的に運行路線を変更するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、路線変更については、運行前に十分な周知が必要だと思うが、どう考えているかとの質疑がなされ、地域づくり推進課補佐からは、周知を図るための市報や路

線図と時刻表は、4月中に全戸配布をさせていただきたいと考えており、運行開始は5月1日から行うことで準備を進めているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市営バスの運行については、常に見直しが必要だと思う。中央地区と周辺地区との交通ネットワークの確保という観点から運行しているようであるが、現実的に乗車人数が伸び悩むということであれば、デマンド型の運行についても検討していかなければならないと思う。今後の運行に対する調査等はどのように考えているのかとの質疑がなされ、地域づくり推進課補佐からは、路線の変更はその時々々の情勢によって要望を組み入れながら、最終的に長井市地域公共交通会議に諮り、決定している。なお、年間を通して各地のミニデイサービスや公民館等に出向いて、市営バスの利用促進をお願いしている。さまざまなご要望を伺いながら総合的に判断して、路線の変更を検討していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により番号法が改正されること等に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、職員が取り扱う個人情報の範囲等を定める必要があると思うがどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、正職員と定時補助職員では、取り扱う情報の範囲やセキュリティの程度も違ってくると思うので、明確に定めてまいりたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、目的外利用禁止の対策は、どのように考えているかとの質疑がなされ、総務課補佐からは、特定個人情報、法律及び条例によって使用できる業務が定められ、それ以外のことについては一切使用してはならないと制限されている。事務取扱の例規を定めて厳重にしなければならないと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、高い倫理観を持って仕事に当たる職員の教育を徹底していく以外に方法がないと思うがどうかとの質疑がなされ、総務課長からは、情報を取り扱う側の研修が非常に重要だと考えているので、今後、研修を密にして取り組んでまいりたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市一般職の職員の給与に関する条例及び長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、国、県及び他の地方公共団体の職員の給与改定措置を踏まえ、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第24号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第20号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第21号 長井市営バス設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第22号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第23号 長井市一般職の職員の給与に関する条例及び長井市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第24号 長井市市税条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

安部 隆文教常任委員長。

(安部 隆文教常任委員長登壇)

○**安部 隆文教常任委員長** おはようございます。審査報告を申し上げます。

平成29年第1回市議会定例会において、文教常任委員会に付託されました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の

出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第14号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、有限会社山形総合舞台サービスを指定管理者に指定し、長井市民文化会館の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定の期間が1年というのは、平成30年度から市民文化会館を改修するためということだが、平成29年度に耐震診断をして、その後に基本設計、それから実施設計をして、本当に30年度に着工できるのか。平成31年度からしか着工できない心配があるがどうかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、平成29年度当初予算に耐震診断業務委託料を計上し、耐震度の測定をする予定だが、現在の建物を耐震補強並びに大規模改修するということになっているため、公共施設整備課との打ち合わせでは、そのまま実施設計を進めていきたいと考えている。耐震診断の結果がある程度見込めるような状況になったら、補正予算を上程させていただきたいとの答弁を受けたところでございます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般財団法人文教の杜ながいを指定管理者に指定し、長井市「文教の杜ながい」の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、丸大扇屋周辺が1月から3月末まで閉鎖されているのはもったい